

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 10月定例会 ——

平成20年10月24日（金）

開 催 日 時 平成20年10月24日（金） 午後2時00分～午後3時03分

開 催 場 所 市役所5階505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 昼間守仁教育部長

山田裕教育部理事兼指導課長

阿部和生教育庶務課長

大滝安定学務課長

永田達也学務課長補佐

市川清学校給食センター所長

白倉克彦指導課長補佐

有馬哲雄生涯学習推進課長

大平真一生涯学習推進課長補佐

武藤眞仁体育課長

島林正美中央公民館長

柄澤俊彦中央図書館長

佐藤晴美指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任

傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会10月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、森井委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（6）、及び、議案第30号から第32号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）平成20年度東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修について。私から報告いたします。資料№1をごらんください。

この研修は、去る10月17日金曜日に行われ、森井委員、阪本教育長、石川教育庶務課長補佐、私の4人で参加いたしました。なお、全体の参加者数は109名でした。

今回のテーマは公立小中一貫校視察ということで、品川区の日野学園を視察しました。はじめに決算特別委員会と重なって欠席でいらした、若月教育長にかわり、品川区教育委員会小中一貫教育担当課長の和氣氏より概要説明がありました。

品川の教育改革全体についてのお話から始まりましたが、かいつまんで御報告しますと、小中一貫教育を始めたきっかけとしては、小中それぞれの学習指導内容また到達度についてのお互いの知らなさ、そこに起因するところの小中のなすりあいに対する危機感があったこと。

一人の担任がほぼ全科目を見る、いわば母性的な小学校から、教科ごとに教師がかわる父性的な中学校への移行による子どもたちのストレスに対処が必要と考えたこと、などを挙げられました。

現在9年間で4、3、2のまとまりでわけ、特に身体上の変化も始まり自己を相対的に捉え始める4年生から5年生への10歳の節目を重視し、そこから7年生までの3年間で基礎・基本の徹底、定着と習熟度別学習の充実に当てているとのことでした。

9年という、まとまった長い期間を利用し、連続性を持たせた独自の教育課程の中で、難しいものは早く教えて反復するというやり方もしているそうです。また日野学園の青木校長先生からは、特に中学生の情操教育という面で小・中学生がともに過ごし、学習面でも一貫性があることから精神面での効果が見られるというお話がありました。

施設一体型一貫校は6校構想として今年度までに3校開校していますが、ほか3校も順次開校

予定とのことです。

連合会理事会でも要望の出ておりました施設分離型連携校についての説明は、時間の関係上詳しくは伺えませんでした。教員の定期的な連絡会議や、英語、体育、理科、算数において、中学の先生が小学校に出かけて授業を行っているなどのお話でした。

説明の後グループに分かれて学校内を見学しました。日野学園は学級数30、児童生徒数935名、学校面積1万7,205平米です。建築費はほぼ50億円だそうです。教室フロアのオープンスペース、小・中学校一緒の職員室などが特徴的でした。また、1年生から9年生まで統一した標準服も印象的でした。これは一貫校の児童生徒としての誇りを持たせるとともに、通学時の安全にも配慮したものだそうです。

以上、ざっと御報告いたしました。詳細につきましては持ち帰りました資料がございますので、それらをごらんください。

今回小平から参りまして、実は一番印象に残りましたのは、小中一貫教育とは直接関係ない部分ですが、学校の周囲の環境の違いでした。品川区といってもいろいろな地域があるのでしょうけれども、この日野学園の周囲は開発地域ということもございまして、オフィスビルとマンションが建ち並び、学校から見える風景の中に緑色というものがないような感じでした。小平の自然環境のよさを改めて認識させられました。小中一貫のテーマにそこから戻って考えますと、この自然環境のよさのもと、地域で育てようという教育改革の積み重ねの中で、小平らしい小学校、中学校の連絡、連携を少しずつ進めるといふ道もあるのかなという感想を持ちました。

以上でございます。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項(1)平成19年度一般会計決算特別委員会の審査結果について。阪本教育長から御説明をお願いします。

○阪本教育長

教育長報告事項(1)平成19年度一般会計決算特別委員会の審査結果について、を報告いたします。資料はございません。

一般会計決算特別委員会は、去る10月14日から同月16日まで、3日間開会され、教育費の決算審査につきましては、16日の午後に行われました。

16日の教育費の審査終了後、各会派の代表から総括質疑がございまして、一般行政につきましては市長が、教育行政につきましては私が答弁いたしました。

総括質疑・討論の後、採決が行われ、賛成多数をもって、認定すべきものという採決結果でございました。議決は、市議会12月定例会初日の本会議にて行われる予定でございます。

教育費の審査の内容につきましては、多岐にわたっておりますので、議会事務局において会議

の要録が出来あがりましたら、そちらをごらんいただきたいと思います。存じます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）小平市中央図書館施設提供について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（２）小平市中央図書館施設提供について、を報告いたします。資料No.2をごらんください。

前回、9月の教育委員会定例会で「小平市中央図書館の利用等に関する要綱」の案を資料として配付し、内容について説明をさせていただきました。このたび正式に要綱ができ、10月1日から、中央図書館の視聴覚室、館外奉仕室などの施設提供を開始いたしました。図書館ホームページ等で広報を行っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（３）寄附の受領について、を報告いたします。資料No.3をごらんください。

〔Ⅰ〕は、DVD・VHS複合機2台ほかを、株式会社ノジマ様より、中央図書館に御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金7万円を、小平市ダンススポーツ連盟様より、小平市育英基金への指定寄附としての御寄附でございます。

〔Ⅲ〕は、スチール書庫を、小平第二小学校PTA様より、小平第二小学校に御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅳ〕は、金3万円を、株式会社日立自動車教習所様より、小平市育英基金への指定寄附としての御寄附でございます。

〔Ⅴ〕は、囲碁指導盤を、俵武志様より、中央公民館に御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅵ〕は、租税教育用ビデオを、社団法人東村山法人会様より、小平市立小中学校全校に、小学生用、中学生用としてそれぞれ御寄附いただいたものでございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、を報告いたします。今回報告いたします承認事業は、資料No.4のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、17件でございます。

はじめに、受付番号（59）。事業名、第26回東京都中学校美術教育研究大会、第8・9・10ブロック。こちらは今回初の承認です。事業内容は、東京都の美術教育の充実と活性化を図るため研究活動の成果を発表するもので、今年度は北多摩地区の17市が担当いたします。大会参加は無料でございます。

次に、受付番号（60）。事業名、金融教育共同研究プロジェクト公開講座（東京）「学校で取り組む金融教育」。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（61）。事業名、こだいら子どもの健康づくり2008。こちらも毎年使用承認しております。

次に、受付番号（62）。事業名、第4回「世界の料理を楽しむ会」セルビア編。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（63）。事業名、第12回玉川上水観察会。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（64）及び（65）は、実施期日は異なっておりますが、同一事業でございますので、一括して説明申し上げます。事業名、国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター／教育目標・評価学会共催シンポジウム。実施期日は平成20年11月28日と平成20年11月30日でございます。毎年承認している事業でございます。

次に、受付番号（66）。事業名、東京花祭り。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（67）。事業名、障がい者の日のつどい「こだいらぼかぼかひろば2008」。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（68）。事業名、2008チャイルドライン秋のキャンペーン。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（６９）。事業名、K. Kメンネルコール演奏会。こちらは今回初の承認で、主催団体が初の独自演奏会としてロシア民謡、日本民謡、唱歌等を披露するものです。

次に、受付番号（７０）。事業名、冬の日コンサートVOL. 5。こちらは前回、平成18年6月にも承認しております。

次に、受付番号（７１）。事業名、第2回「家族の日」ポポロ・ファミリー童謡コンサート。こちらは今回初の承認で、内閣府が少子化対策のため定めた家族の日のイベントとして企画されたファミリーコンサートを開催するもので、入場は無料でございます。

次に、受付番号（７２）。事業名、映画「おにぎり」上映。こちら今回初の承認で、映画「おにぎり」を上映し、映画鑑賞を通して会員相互の親睦とよりよい社会づくりに貢献するというもので、入場料は大人1,000円、高校、中学、小学校500円でございます。

次に、受付番号（７３）。事業名、小平市少年少女合唱団第六回定期演奏会。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（７４）。事業名、家事と家計の講習会。こちら毎年承認しております。

終わりに、受付番号（７５）。事業名、第十四回定期演奏会。こちらは今回初の承認で、吹奏楽の演奏を市民に親しんでもらおうと催されるものです。入場は無料でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）事故報告Ⅰ（９月分）について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

9月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.5のとおりでございます。詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

9月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。小学校で管理下では1件、管理外では1件ございました。

事故の内容についてです。

①、小学校1年生女子が、歩道のない道路を歩いて下校中、左折してきた自転車が背後から衝突し転倒した際、左顔面を擦傷したというものでございます。

管理外で、②、小学校3年生女子が、放課後、自転車で走行中、歩行者を避けようと右側に出

た際、前から来たタクシーの右ボンネットにぶつかり、右膝を打撲したというものでございます。

次に一般事故についてです。管理下の事故が小学校で6件、中学校で6件ございました。

はじめに小学校です。

①の事故は、小学校3年生男子が、休み時間中、どんぐりの帽子の殻部分に石灰の粉を入れて遊んでおり、通りがかった児童に投げた際、石灰の粉が風にあおられ、当該児童の両目に入ったというものでございますが、この件については異常ございませんでした。

②の事故は、小学校2年生男子が、休み時間中、運動会用の鉢巻を引っ張りあっていた際、片方の手が離れて、転倒し、床に後頭部をぶつけたというものでございます。

③の事故は、小学校4年生女子が、休み時間中、友達と追いかけてっこをしていた際、階段で足を踏みはずし落下し、右足首を骨折したというものでございます。

④の事故は、小学校6年生男子が、休み時間中、机と机の間に入り、手をついてぶらぶらしていた際、バランスを崩し転倒し、後頭部を打ったというものでございます。

⑤の事故は、小学校6年生男子が、体育の授業中、組体操で2人の児童の肩の上に乗った際、バランスを崩し後方に転倒し、左肩を骨折したというものでございます。

⑥の事故は、小学校6年生男子が、移動教室中、脱衣場から浴室に入る際、段差につまずき、転んで右ひじを挫創したというものでございます。

次に中学校でございます。

⑦の事故は、中学校2年生男子が、清掃中、自在ほうきの柄を振り回していたところ、手から抜けて、同じところで掃除をしていた他の生徒のみけんに柄が当たり、挫創したというものでございます。

⑧の事故は、中学校2年生女子が、体育の授業中、ソフトボールをキャッチする際、ボールを右手に当て、中指を骨折したというものでございます。

⑨の事故は、中学校2年生男子が、ソフトテニス用の移動式ポールを設営する際、ポールが倒れ後頭部にぶつかり、後頭部を挫傷したというものでございます。

⑩の事故は、中学校1年生女子が、バスケットボールの練習中、他の生徒と接触し転倒した際、右足首を骨折したというものでございます。

⑪の事故は、中学校1年生男子が、サッカーの練習試合中、相手選手と接触し転倒した際、左手の手首をひねり骨折したというものでございます。

⑫の事故は、中学校3年生男子が、サッカーの試合中、相手選手とのボールの取り合いの際、転倒し、左腕を骨折したというものでございます。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は2件の増加、一般事故は7件の増加でございました。昨年と同じ月と比べますと、交通事故は1件の増加、一般事故は6件の減少でございました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

では、ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。

○吉田委員

今日の議題にはないのですが、よろしいでしょうか。

先週小学生が給食の時間にパンをのどに詰まらせて亡くなるという痛ましい事故がございました。話を伺うと、どうもクラスメイトと早食いの競争みたいなものをやっていたということでした。だれが悪いとかということではなくして、やはりこのような事故が給食の時間に起こるということは、大変残念に思っております。

そこで今回このような事故が起こった後に、小平市の教育委員会として、小学校、中学校に対しまして、どのような御指導をなさったかということをお伺いしたいと思います。

○山田教育部理事

給食指導につきましては、小学校の活動の中においては、特別活動の学級指導に位置づけられております。したがって給食の準備、給食を食べる時間においても、これはすべて指導の内容というものでございます。昨日副校長連絡会がございましたので、この事故を受けまして指導主事の方から、先ほど述べましたように、給食というのは指導の一環であることについて、を述べ、その際適切な指導を行うよう、まず第一報として副校長に伝達いたしました。

まだこの詳しい内容はわかってはおりませんが、いわゆる早食いの競争の中で起きた事故ということでございますので、そういったことのないように、各学校、各学級において指導するようにという伝達をいたしました。

以上でございます。

○荒畑委員

事故報告 I につきまして、仕事柄いつも申し上げて申しわけないのですが、小学生の管理下、管理外それぞれ 1 件ずつ事故がございました。前にも申し上げましたが、今年の 6 月 1 日に道路交通法の改正がございまして、自転車に関するルールの改正がございました。その大きなものとして、普通自転車は次の場合には歩道を通行することができるということで、今歩道をどなたも、大人の方も歩行者を怖がらすような感じで自転車を運転しているのですが、実際は自転車通行可の標識があるときは歩道を通行していいこと、それから 13 歳未満の子ども、70 歳以上の高齢者、それから身体の不自由な人が運転しているときは歩道を通行していいということです。それから 3 つ目として、車道を通行することが危険である場合など、やむを得ないときに歩道を通行するということです。あくまで歩道は歩行者が優先で、歩道で自転車を運転する方は徐行をして、歩行者の通行を妨げるときには一時停止をするというのが原則になっております。

それと2つ目が、保護者の方が、13歳未満、ですから小学生以下の児童の子どもさんなどが自転車を運転する場合には必ずヘルメットを着用させるよう努めることと、自分の自転車に6歳未満の子どもさん、幼児を乗せる場合には必ず乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければならないというふうになっています。ですから、こういったことをいろいろな形で小・中学生に啓発していけば、2件ですけれども、このような事故はなくなるのではないかなというふうに思いましたので、意見として述べさせていただきました。

それから一般事故についてですけれども、小学校の休み時間、放課後等に4件ございまして、これを見ても、大体休み時間に、児童同士でふざけあっている延長線上で事故が起きております。

先般10月9日に学園東小学校に学校訪問をさせていただいたときに、石崎校長先生が、活力ある学校運営のためにとということでいろいろなお話をされまして、その中に子どもさんの心の居場所となるような学級づくりをする。また保護者と学校は両輪だ、さらに異学年の交流といいですか、上級生が下級生をお世話する、そして校長室をオープンにする、そういったお話をされて非常にすばらしいお話だなというふうに私は聞きました。

ですから、休み時間にふざけることは児童、小さい子どもさんですから、いけないといっても無理だと思うのですけれども、やはりその中にそういった骨折とか大きな事故が起きないように配慮を今、学園東小学校の方針で言われたのがすごく参考になると思いますので、そういったことも気をつけて先生方がやっていただければいいのではないかなと思います。

それから中学校のことにつきましては、クラブ部活動中に4件あるということですが、私も小平第一中学校の中学生のときにバスケットボール部に入っておりまして、必ず担当の先生がおりまして、準備体操をして、ボールの扱い方とか動きとかをちゃんと教えてもらいました。今も担当の部活の先生もいらっしゃると思うのですが、これを見ますと相手の選手と接触をしてということで、骨折などをしている場合もありますので、その点もやはり、そういうことのないように努力をしていただければというふうに思います。

あとは特にございませんけれども、感じたことを申し上げました。以上です。

○森井委員

私も事故報告のところを見せていただきまして、小学3年生のお子さんがどんぐりの帽子に石灰の粉を入れて、というところがあるのですが、石灰の粉というのは確か体育倉庫に保管してあるのではないかなと思うのですが、休み時間中に体育倉庫や、学校で大事なものを保管する倉庫の管理というものはどうなっているのか、休み時間中はかぎをかけるべきではないかと思いました。それは学校ごとにお任せしているような状態になっているのかもと思いますが、あえて質問させていただきます。

○山田教育部理事

原則として、石灰倉庫等は体育の時間の必要なときのみ開けることになっておりまして、この

かぎの管理はどこの学校も厳格に行っているものと思っております。

なお、この事故につきましては体育倉庫の石灰ではなく、9月11日に起きた事故でして、運動会の前、運動会のいわゆる練習に当たっている期間でありまして、校庭に引いてあるラインから石灰の粉をすくって遊んでいたということでございました。

以上でございます。

○吉田委員

事故報告の行事等のところで6番です。移動教室中、脱衣場から浴室に入る際、段差につまずき転んで右ひじを負傷したとありますが、この移動教室というのは八ヶ岳山荘でしょうか。

○山田教育部理事

はい、八ヶ岳山荘でございます。

○吉田委員

八ヶ岳山荘は以前から老朽化してきており、やはりかなり手を加えなくてはいけないのではないかという話も出ていると思います。小平市の長期計画では八ヶ岳山荘を今後いろいろな形で改修をすると伺っておりますが、今後、どのような形で八ヶ岳山荘が改修されて、子どもたちが使いやすいような状況になるのかということをお伺いしたいと思います。

○武藤体育課長

第三次長期総合計画の中で、八ヶ岳山荘について、今後のあり方について検討するとしてございます。今ある建物が昭和44年の開設でございます。耐用年数が46年間という診断を受けておりまして、平成28年に耐用年数がくることになるのですけれども、移動教室の今後のあり方も含めて早々に判断を出さなければいけない時期にはきております。

以上でございます。

○伊藤委員長

もし施設の老朽化、施設のそのものに何か問題があつてけがをしたということになると、大変問題にもなると思いますので、そういった面からの御質問でもあったと思います。

それから、この件につきまして関連で、八ヶ岳山荘に、移動教室中の体調不良とか、けがなどに関しての保護者への連絡、その後の対応などはすべてスムーズにいていますでしょうか。特に問題が起きたりとかはないですか。

○山田教育部理事

移動教室中というものは、子どもたちが体調不良を訴えることは頻繁にございます。その際、養護教諭また付き添いの看護師等が適切に応急処置をするわけでございますが、帰った後に詳し

い事情の報告がなかったとか、その際どんな対応をしたのか、またその対応に十分なものがなかったのではないかというような苦情は、今年度については1件ございました。

以上でございます。

○大滝学務課長

八ヶ岳山荘で起こりました事故また病気等につきましては、現在地域のタクシー会社と契約をいたしまして夜間でも電話をしていただければ5分または10分で来ていただき、現在、近くの2件の総合病院と契約をしております、そちらの方に搬送して応急処置をしていただけるような対応を取れるように現在しております。

緊急の場合は救急車を呼んでいただくということが前提でございますが、軽易な事故、そういったものにつきましてはタクシー対応で近くの、大体10分から15分で到着する場所に病院がございますので、そちらの方に行って治療をしていただくという形で現在対応いたしております。

○伊藤委員長

わかりました。ありがとうございました。

ほかにごございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

では以上で、(1)から(5)までの教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○伊藤委員長

次に、協議事項に移ります。

協議事項(1)小平ふるさと村運営管理事業の市長部局への委任について、を議題といたします。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項(1)小平ふるさと村運営管理事業の市長部局への委任について、を説明いたします。資料No.7をごらんください。

平成19年12月に決定されました、「小平市の文化振興の基本方針」に基づき、市長部局と教育委員会部局に分かれていた文化振興に関する事務事業を、市長部局に一元化するため、本年4月に一部の事業を市長の補助職員である市民生活部長に委任したところでございますが、今回、資料のとおり、さらに一元化を図る協議を受けたものでございます。

この移管は、地方自治法第180条の7の事務委任の規定に準拠し、平成21年4月1日より、

現在、生涯学習推進課で所管する「小平ふるさと村の運営及び管理に関すること」を、市長部局の市民生活部地域文化課に所管させるものでございます。

本日、この件につきまして御了解がいただけましたら、委任を行うための「小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則」の改正案を作成し、次回定例会に議案として提出したいと考えております。

なお、同規則において委任の対象外となっております、平櫛田中彫刻美術館等につきましては、当面、現在の体制を維持しつつ、さらなる充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

このことについて、御質問、御意見等ありましたらお出してください。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

ございませんか。

それでは、このことにつきましては、提案のとおり了解ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

では、異議なしということで、以上で協議事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第29号、小平市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定の申出について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第29号、小平市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定の申出について、を説明いたします。

学校給食法の一部が、平成20年6月18日に改正され、平成21年4月1日から施行されます。

今回の学校給食法の一部改正では、「学校給食を活用した食に関する指導の充実」や「食育の推進」等が新たに盛り込まれました。今回の一部改正による、小平市立学校給食センターの設置

根拠となる条文の内容に変更はございませんが、条項の移動があるため、小平市立学校給食共同調理場設置条例の第1条中の、「第5条の2」を「第6条」に改めるものとして、同条例の改正議案を市議会12月定例会に提出することを、市長に申し出るものでございます。

なお、施行日は平成21年4月1日を予定しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第29号、小平市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。14時55分まで休憩といたします。

午後2時38分 休憩